

## 1. 公序良俗

(前)公序良俗に反する「事項を目的とする」契約等は無効

(後)公序良俗に反する「法律行為」は無効(90条)

## 2. 意思能力

意思表示において意思能力を欠く法律行為は無効であることが明文化された(3条の2)。ただし、意思能力の定義や無効主張権者、制限行為能力取消しとの二重効の問題などは、ひき続き解釈に委ねられている。

## 3. 意思表示

### (1) 心理留保

例えば、貸主甲が、借主乙に対し転貸の承諾をしたが、それが心裡留保であり、借主乙も知っていた場合、転貸の承諾は無効となるので、転借人丙は不利益を受けることになる。そこで、改正法では、善意の第三者を保護する規定を置いた(93条2項)。これにより、善意の丙は転借できることになる。

### (2) 錯誤

#### ① 錯誤の効果

(前)「要素に錯誤があったとき」

(後)「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」

#### ② 表意者に重大な過失があった場合

改正前は、表意者が重大な過失によって間違えた場合は、意思表示の無効を主張できないと規定されていた。これに対し改正法では、表意者に重大な過失があった場合でも、相手方が表意者の錯誤を知りながら契約を結んだ場

合や、相手方も重大な過失によって表意者の過失に気づかなかつた場合、相手方自身も表意者と同じように錯誤に陥っていた場合(いわゆる双方錯誤)は、表意者の取消しを認めても差し支えない、とした。

③第三者保護

心理留保の場合と同じように、「錯誤による意思表示の取り消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない」という規定を置いた。もっとも、心理留保の場合、第三者保護の規定は「心理留保による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない」とされている。つまり錯誤の場合よりも心理留保の場合の方が、第三者保護の範囲が広がっている(心理留保の場合、第三者は過失によって知らなかったときでも保護されている)。

④動機の錯誤

改正法では、動機の錯誤に関する規定も明文化された。具体的には、表意者が法律行為の基礎とした事情(動機)についての認識が真実に反する場合には、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた時に限り錯誤取消をすることができる、とされた。

(3) 詐欺

改正法では、詐欺の第三者保護規定についても「詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない」とされた。その理由は、錯誤の第三者保護規定が「善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない」とされたことによる。すなわち、改正前の詐欺の第三者保護規定のままでは、過失のある第三者も保護の対象になってしまい、錯誤の改正法とのバランスを失することになるからである。

(4) 意思表示(到達主義)

意思表示は、その通知が相手に到達した時から効力を生じる。到達の事実、意思表示をした者に立証責任があるので、契約の解除など重要な意思表示をするときは内容証明郵便等で行うのが一般である。例えば、賃貸物件の貸主 A が、長期にわたって賃料滞納している借主 B に対し、内容証明郵便で賃貸借契約の解除をする旨の通知書を送った場合、B に到達した日(配達された日)に契約解除の効力が生じる。

では、借主 B が、貸主 A から届いた内容証明郵便の中身が解除の通知であると察知し、その受け取りを拒否した場合、契約解除の効力は発生するのであろうか。この点、民法 97 条 2 項は、相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす、と規定している。そのため、借主 B は、正当な理由なく内容証明郵便の受領を正当な理由もなく拒否しているので、解除の通知は到達したものと看做されることになる。

#### 4. 代理

##### (1) 代理行為の瑕疵

代理人が①特定の法律行為を委託され、②本人の指図に従ってその契約等をしたとき、本人は自分が知っていた事情について「代理人が知らなかった」と主張したり、自分が過失によって知らなかった事情について「代理人に過失がなかった」と主張したりすることはできない。「本人の指図に従って」という要件については緩やかに解釈され、本人が代理人をコントロールする可能性さえあれば本人の主観を考慮するとされていたが、改正により、この要件は削除された。

##### (2) 自己契約、双方代理

改正前、単に「代理人となることができない」としか記載されていなかったものを、改正では、自己契約・双方代理の法的効果について「代理権を有しない者がした場合と同様に扱う」旨が明記された。

##### (3) 利益相反行為

改正法では「代理人と本人の利益が相反する行為も無権代理と同様に扱う」旨の規定が置かれた。